

名古屋市達第 6 号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

別表第 1 スポーツ市民局の項中

「

市民活動推進センター	全職員	A	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 15 分まで	45	月曜日及び 4 週間 を通じて 4 日
		B	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	60	

を

」

「

住民課	個人番号カードの臨時交付窓口における業務に従事する課長	A	午前 10 時 45 分から 午後 7 時 15 分まで	45	水曜日及び 4 週間 を通じて 4 日
		B	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 15 分まで	45	
		C	午前 10 時 30 分から 午後 7 時 15 分まで	60	
		D	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	60	

に

